

令和7年第5回玉名市農業委員会総会議事録

令和7年4月7日（月）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子
9番	上田 龍介	10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登
13番	高本 昌揮	14番	宮永 義一	15番	上土井 幸治	16番	古田 知明
17番	池田 秀昭	18番	後藤 雄一	19番	坂門 聰一		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一
推5	小山 高廣	推6	繩田 伊知郎	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二
推9	平野 雅久	推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚	推12	森尾 由成
推13	美崎 育	推14	島村 和久	推15	大家 保	推16	今上 隆
推17	坂口 春義	推19	丸山 和則				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推18 中村 輝美

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山 美和	次長	棚木 章文	係長	稻生 優一	参事	大原 三和
主任	村上 寛子	会計年度任用職員	瀧石 修				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

第20号 農地転用許可後の事業計画承認申請について（5条許可後）

第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

第23号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

第24号 農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について

報 告

第10号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第11号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） それでは、総会を始めたいと思います。

本日は農業委員総数19名で全員の出席です。また、最適化推進委員は総数19名のうち18名の出席で、中村委員から欠席の届出があつております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和7年第5回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さんこんにちは。

今、事務局からありましたように、新しい年度に変わりました。新年度の総会ということで御出席をいただいたわけであります。新年度ということで職員の異動がありまして、西山事務局長をはじめとして職員の紹介があつたと思います。そういう新しい体制で本年度やっていきたいと思いますので、委員の皆様、御協力、御指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、私たちも新年度ということで気持ちを新たにまた頑張らないといけません。それから玉名市のほうも去年からありました地域計画というのも策定をされましたので、そういうのもスタートとして新たな気持ちで頑張っていきたいと思います。

それから、農業新聞にも載っていましたけれども、農地関係法も改正されたというのが載っておりました。

それからもう一つ、今、お手元に農地パトロール用の冊子をお配りしているんですけども、これは3条関係はですね、令和3年に私が会長になったとき、いろいろと3条がどのくらいあったか、どの地区でどれだけあったかをまとめてもらってですね、確認したいので今、お配りさせてもらっています。よかつたら何かのついでにそこを見てもらおうかなと思って皆さんにお配りしておりますので、パトロールのときに見ていただきたいな、何かあったら事務局のほうに報告をいただきたいと思います。来月までとは言いませんけれども、各自パトロールをされるときよかつたら見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことをお願いして、議案のほうに入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、本日は第19号から24号まで77件の議案の審議、それから報告第10号から11号までの16件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名員は、委員番号4番の梅田政次郎委員と5番の坂本正敏委員にお願いいたします。

なお、委員各位並びに事務局におかれましては、個人情報の発言には十分御注意をいただきますようよろしくお願ひいたします。それから発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願ひします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみでの挙手をお願いいたします。

—————○—————

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでははじめに、議第19号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は18件です。

このうち受付番号18番には、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限の規定に水本推進委員が該当するため、受付番号17番までを先に採決をして、18番の審議前に水本推進委員の御退室を求めます。

それでは事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案1ページをお願いいたします。

議第19号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和7年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石の申請人で、滑石の田1,121m²外1筆、計3,077m²を労力不足と経営拡張のため賃貸借権を結ぶものです。

2番、石貫の申請人で、石貫の畠614m²を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

3番、岱明町の申請人で、岱明町の田615m²外1筆、計950m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

4番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,346m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

5番、熊本市と岱明町の申請人で、岱明町の田1,802m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

6番、天水町と岱明町の申請人で、岱明町の田1,169m²外8筆、計7,307m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

7番、岱明町の申請人で、岱明町の田680m²外3筆、計3,484m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

3ページをお願いします。

8番、上益城郡益城町と岱明町の申請人で、岱明町の田280m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

9番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,478m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

10番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,259m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

11番、岱明町の申請人で、岱明町の畠730m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

12番、熊本市と岱明町の申請人で、岱明町の田693m²を借入地取得のため売買するものです。

13番、中と横島町の申請人で、横島町の田、現況畠574m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

14番、横島町の申請人で、横島町の田571m²外4筆、計11,793m²を子へ一括贈与するものです。

15番、横島町の申請人で、横島町の田4,383m²外9筆、計20,263m²を子へ一括贈与するものです。

16番、天水町の申請人で、天水町の畠6,896m²外1筆、計6,964m²を農業者年金再設定のため使用貸借権を結ぶものです。

5ページをお願いします。

17番、岱明町と熊本市の申請人で、天水町の畠547m²を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上17件、合計69,161m²につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、4月2日、4月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。それから連続して説明される場合は続けてよろしくお願いします。

それでは1番をお願いします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。1番の案件について説明します。

貸人は労力不足、借人は経営拡張ということですが、借人自身は経営面積は0となっています。ただ15年ほど農作業歴がありまして、米とレンコンを長年にわたって作っていらっしゃいます。息子さんと2人で営農していくということで、何ら問題ないと思います。以上になります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続いて2番をお願いいたします。

○10番（西依雅孝君） 農業委員10番、西依です。2番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、所有権移転後は野菜を作付けされるそうで、農機具等の所有もあり、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、10番委員さん、続けてよろしくお願ひします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。3番の案件から10番まで説明します。

場所は岱明町睦合古閑区に老人ホームがありますが、その裏手一帯に広がる田園地帯の一部です。申請人が同一で申請地も集中しており、縦又は横に集中しております。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張のための売買です。面積は2筆で950m²、ポンプが故障しておりますので修理終了まで麦を作るということです。農機具等も所有しておりますが、何ら問題ないと思います。

4番の案件になります。3番と同じで譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張のための売買です。面積は1筆で1,346m²、ポンプ修理の完了まで麦を造るということです。

5番の案件につきましても同様です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張のための売買で、面積は1筆で1,802m²、ポンプ修理完了まで麦を造るそうです。

引き続き6番の案件になります。理由は同じで、譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張のための売買です。面積は9筆で7,307m²、ポンプ修理終了まで麦を作るそうです。

7番の案件について説明します。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張のための売買です。面積は4筆で3,484m²です。これもポンプ修理が完了するまで麦を作るそうです。

8番の案件について説明します。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張のた

めの売買です。面積は1筆で280m²、これもポンプが終了するまで麦を造るそうです。

続いて9番の案件、これも同様で、譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張のための売買です。面積は1筆で1,478m²、ポンプ修理が完了するまで麦を作ります。

10番の案件になります。これも同じで譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張のための売買です。1筆で1,259m²、ポンプ修理が終了するまで麦を作るそうです。

4月3日に現地調査を行いまして、何ら問題ないと思います。それから、3番から10番までの合計面積は、20筆で17,906m²、それと3月の総会で承認いただいた分が9筆で9,018m²、合計が26,924m²で2.7haの農地が麦又は米・・・。

以上、よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。11番の案件について説明します。

場所は市立小学校から西へ500m西側の農地です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方要望で土地を購入して野菜を作ります。譲受人は、農業機械は全てそろっていますので何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、12番をお願いいたします。

○12番（植田勝登君） 農業委員12番の植田です。

それよりもまず場所がですね、JR九州の駅の近くの田んぼなんですけれども、そこで今、この譲受人の人がですね、譲渡人の土地を今までずっと耕作していたということで、今回どうしても購入したいということで、相手方の要望と、それから購入する譲受人との意見が一致しまして、一応693m²なんですけど取得することになったということで、作物は米と麦を作っていくというようなことですので、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、13番をお願いいたします。

○推14番（島村和久君） 推進委員14番、島村です。申請物件について説明します。

所有権を移転したいということです。譲受人は譲渡人と知り合いということで、

譲受人の相手方の要望と労力不足ということで、農機具に関しましてもトラクター、草刈り機などを所有されています。574m²には野菜を作られるそうです。4月2日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。

何ら問題ないかと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、14番をお願いします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。14番の案件の説明をいたします。

この案件は親から子への一括贈与で、何ら問題ないと思われます。農作業歴もあり、今現在も本人1人でイチゴを栽培しておりますので、今後も大丈夫だと思っております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、15番をお願いします。

○推16番（今上 隆君） 推進委員16番、今上です。15番の案件について説明いたします。

この案件も子どもさんへの一括贈与ということで、今現在も一緒にされているということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

16番、17番は同じ委員さんです。よろしくお願ひいたします。

○18番（後藤雄一君） 農業委員18番、後藤です。16番の案件について御説明いたします。

農業者年金受給のため、親子間の貸し借りの再設定です。

何ら問題はないと思います。御審議のほどお願いします。

次、17番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、譲受人は隣の畠も耕作されており、経営拡張のため購入するということです。

以上、何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま3条申請の1番から17番まで、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのはうから御質問、御意見等はありませんでしょうか。

はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

子へ一括贈与と生前贈与とか、何か違いがあるんですか。今まで生前贈与とい

う形で載っていたんですけど、私の記憶違いですかね。

○事務局長（西山美和君） 事務局、西山です。ちょっと一筆ずつではなく全部の筆を贈与しますということで、わかりやすく用語を一括贈与と使ってるんですけれども、（「一括贈与も生前贈与も変わらんということですか」と呼ぶ者あり）そうです、生前贈与では載っていなかったと思いますけれども。（「ああそうですか」と呼ぶ者あり）はい。（「すみません、私の勘違いです」と呼ぶ者あり）（雑談あり）その場合1筆とかの全部じゃない場合は贈与、子へ贈与ということで。（「はい、わかりました勉強不足でした」と呼ぶ者あり）

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第19号農地法第3条の規定による許可申請17件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、受付番号1番から17番につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで議第19号、受付番号18番の審議に入る前に、議事参与の制限の規定に基づきまして、水本推進委員の退室を求める。

— 推1番 水本信之君 退室 —

○議長（下川 安君） 水本推進委員が退室されたので審議を行います。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 18番、岱明町と河崎の申請人で河崎の田1,180m²を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上1件、合計1,180m²につきましても17番までの案件と同様に、許可要件の全てを満たしていると判断し、御提案しております。

○議長（下川 安君） ありがとうございました。

それでは18番につきまして、委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。18番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、田んぼ1,180m²です。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請18番につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第19号農地法第3条の規定による許可申請18番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、

議第19号18番につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで水本推進委員の入室を求めます。

— 推1番 水本信之君 入室 —

○議長（下川 安君） では水本推進委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第20号5条農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 6ページをお願いいたします。

議第20号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認について意見決定するものとする。令和7年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が山田の畠1,670m²で、備考欄の理由により宅地分譲から共同住宅に計画を変更するものです。議第22号2番と関連しております。

以上1件、1,670m²を御提案しております。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

当初計画は宅地分譲で、コロナウイルス感染症の流行りにより事業を中断していましたが、その後継承者がアパートを建設するため本申請を行った。共同住宅を建てる予定です。これは約3年前に1回見に行ってています。5条のほうで詳しく説明するので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事業計画変更承認について委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのはうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議題20号5条許可後の事業計画変更承認申請1件につきまして、原案どおり承認することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第20号については、承認することに決定いたしました。

次に、議第21号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は2件です。

なお、受付番号1番については始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案7ページをお願いいたします。

議第21号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が富尾の田、現況宅地95m²で、転用目的は駐車場、物置です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が横島町の畠11,120m²のうち2,376.15m²で、転用目的は農業用資材置場です。

申請地は農用地区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農地法第8条第4項に規定する農地利用計画において、農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。

以上2件、2,471.15m²につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、4月2月、4月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、ここで受付番号1番の始末書を事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号1番の始末書が読み上げられましたので、1番から委員の説明をお願いしたいと思います。それでは1番をお願いします。

○10番（西依雅孝君） 農業委員10番、西依です。1番の案件について説明します。先ほど事務局から始末書があったとおり、申請地にはすでに物置、駐車場が建つ

ております。申請人は申請地の隣に住んでおり、車を駐車するスペースが必要だった。転用面積は95m²、給排水計画、給水なし、雨水は自然地下浸透により処理します。生活排水、汚水はなし、被害防除計画、今回は造成済みのため特になし、完成後の被害防除策、隣接地には悪影響はないと考えますが、万が一にも発生が生じた場合は、転用者が全ての責任において補償するとともに、万全の防除策を講じます。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして2番をお願いいたします。

○15番（上土井幸治君） 2番の案件に対しまして報告いたします。

申請物件は共栄昭栄地区の農地です。地目は畠で11,120m²のうち2,376.15m²です。転用目的は農業用資材置場、農業用機械置場、通路及び転回スペースとなっております。用途区分変更は、着工は令和7年4月8日、完工が令和7年5月31日となっております。

計画書を預かっていますが、（「そこをかいづまんで」と呼ぶ者あり）事業規模の拡大に伴い、農業用資材置場、農業用機械置場が不足しており、そのために転用ということで提出されております。

まず、使用の大きな目的は、資材置場、鉄製のコンテナ、パレット、野菜コンテナと機械、それに伴うアタッチメント、付け外しのスペース、トラクター置場、野菜収穫機置場、そういう農業に関する資材及び機械置場として不足しているということでの転用申請になっています。給水に関しては、水は使用しない、雨水は地下浸透、汚水は生じないということになっております。造成後の被害防除としては、盛土をして高さ20cmで畦畔よりも低いので、土砂の流出の可能性は低いというようなことになっています。被害が生じた場合は、申請者の責任において対応しますというようなことをもらっています。

以上の説明でいいですか。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

それでは、4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移させていただきます。

議第21号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第21号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。件数は11件です。なお、受付番号3番と4番については始末書、11番については顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 8ページをお願いいたします。

議第22号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岩崎の田200m²で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畠1,670m²で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。議第20号1番と関連しております。

3番、申請物件が大浜町の田、現況雑種地1,019m²で、転用目的は土木資材置場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が大浜町の田、現況雑種地326m²で、転用目的は駐車場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

5番、申請物件が玉名の田1,487m²外3筆、計3,995m²で、転用目的はビジネスホテルです。農地区分は、JR九州新幹線駅からおおむね300m以内の農地で第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が岱明町の畠、現況田563m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町の田 2,821m²で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町の畠 404m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

9番、申請物件が岱明町の畠 41m²で、転用目的は進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が岱明町の畠 499m²外 1筆、計 563m²で、転用目的は個人住宅、進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が岱明町の田、現況雑種地 809m²で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上 11 件、合計 12,411m²につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、4月2日、4月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号 1 番から委員の説明をお願いいたします。

では 1 番をお願いいたします。

○推 1 番（水本信之君） 推進委員 1 番、水本です。1 番の案件について御説明します。申請地は葬儀場の道路前です。転用目的は貸駐車場 5 台分、転用面積は 200m²、賃借人は社会福祉法人、現況はそのままで砂利を敷く程度だそうです。駐車場なので給排水はありません。雨水は自然浸透、現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2 番をお願いいたします。

○3 番（村上孝夫君） 農業委員 3 番、村上です。2 番の案件について説明します。

申請地は地域の団地の隣にあります。転用面積は 1,670m²です。共同住宅 2 棟で駐車場の台数は 39 台の予定です。給排水は玉名市上下水道を利用します。雨

水、生活雑排水、污水は、玉名市公共の下水道管に接続します。もし何か問題があった場合は、申請人が対応することでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして3番には始末書が出ておりますので、事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま3番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

○推3番（佐藤浩光君） 推進委員3番の佐藤です。3番の案件について説明します。

申請地はバッティングセンターから西に約15mぐらいの場所です。転用面積は田の1,019m²です。先ほど始末書の説明があったとおり、申請地はすでに資材置場として使用されています。申請人は本件土地にて運送業、土木工事業、あと砂利販売業を営んでおられます。本件土地には平成7年ごろ倉庫が建設されており、また平成21年ごろから土木事業の資材、重機、トラクター、ダンプ、車、赤土、砂利、U字溝などの資材置場として約18年間利用されています。給排水については、給水のほうはなし、排水方法は、雨水のみで自然浸透です。その間特にトラブル、被害、迷惑など発生していません。万が一被害が発生した場合は、責任をもって対応することです。

4月2日現地調査確認した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番につきましては始末書が出ておりますので、事務局担当が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号4番の始末書が読み上げられましたので、4番から10番まで委員の説明をよろしくお願ひいたします。

それでは4番をお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。4番の案件について説明します。

転用面積は326m²で、先ほど始末書が読み上げられたとおりもう造成は完了しております。

何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。5番の案件について説明します。

申請地はJR九州新幹線の駅北側にある農地です。5番の所在地、玉名道ノ下、転用面積3,995m²、転用の目的、ビジネスホテル建築（10階建て）、給排水計画、給水方法、南側敷設水道管より給水、排水処理も雨水は西側既存水路へ接続し排水、生活雑排水、汚水は南側敷設下水道管へ接続し排水、被害防除計画、盛土を1.2m程度行い、L型擁壁やブロックを設置する。被害がでた場合、事業主の責任で対処することとなっています。

4月2日現地調査した結果、特に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。6番の案件について説明します。

場所はJR九州の駅より北に500mぐらい行ったところです。申請者は現在長洲町の町営住宅に居住されており、以前から自分の住宅を建築したく、候補地を探しておりましたが、現地を見て決定したそうです。計画の内容は、事業面積が563m²で木造平屋建て、建築面積が98.95m²です。給水は玉名市の上水道を利用し、雨水は敷地内の雨水配管を利用し側溝に流します。生活雑排水は公共下水道に流します。万一周辺に被害が生じた場合は、計画者が責任をもって解決するということです。

4月3日現地調査を実施しましたが、問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○12番（植田勝登君） 7番の件について説明いたします。12番農業委員の植田です。

この岱明町の中土というところは、場所は公共施設のすぐ裏側の土地です。使用面積は2,821m²ですかね、えらく広いなあと思ったら、この譲渡人が地元の方で、譲受人というのが解体業者さんなんですよね。そこで重機を今、19台保有しているということで、あとで3台ぐらいまた購入する予定があるということで、この面積の使用については、一応貸駐車場ということになっておりますけれども、この重機の機体が大体12メートルぐらい大きいそうなんですよ。それで1台当たりが10tから大きいのは30tあるというようなことで、積み下ろしのスペースが500m²と、それから輸送用の通路が2,320m²要るということで、どうしても

この面積が必要だというようなことなんです。元々が田ということなんですが、周りはみんな住宅が建ち並んでいて、事業を広くされていますね、皆さん御存じだと思いますけど、それで排水方法は雨水のみで自然に浸透するから別に問題ないというようなことで、もし被害があつたら責任をもつて対応するということですので、別に問題はないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。8番の案件について説明します。

申請地は旧208号線の自動車販売店とカー用品店の間を通り抜けて南へ700m進んだ住宅地です。譲渡人、譲受人は親子関係でして、土地を子に贈与です。宅地は整地のみです。2階建てを建設します。敷地面積は404m²、駐車場は2台、給水については玉名市の水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道を接続します。雨水は側溝に流します。万が一被害が発生した場合は、住宅建設者が責任をもつて対処することでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番、10番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願ひいたします。

○12番（植田勝登君） 農業委員12番の植田です。9番、10番は続けて説明したいと思います。

譲渡人がAさんということで、譲受人がBというようなことで、Bさんの子どもさんが住宅を造られるというようなことなんです。だから進入口がAさんの土地を41m²でお世話になって、そのBさんの土地にですね、個人住宅と、それからそこに進入路を造るというような計画になつていて、このへんは上下水道も完備しています。隣なんかは住宅がずいぶんありますので、別に問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

それから次の11番ですけど、11番につきましては顛末書がでていますので、事務局担当者が先に読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 11番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 受付番号11番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。11番の案件について御説明します。

場所は市立中学校の東200m行ったところにある農地兼住宅宅地です。計画者は先ほどお話がありました解体業者の取締役の人なんですけど、会社の資材置場として、この本件の土地の隣の土地は現在も資材置場として利用されているんですが、その周りの進入路の周りの人たちに迷惑をかけているというところで、その隣の本件の土地を所有者に相談したところ、同意を得たので購入されたということです。家のほうも建っているんですけど、解体業ということでそこの会社で自分たちで解体されて、本件土地を造成されているということです。1,135m²のうちの転用面積は809m²というところで、本件と隣の土地との高低差が結構5、60cmあるので、5、60cmの盛土をされるみたいで、南側には住宅が建っていて、盛土するのにブロックをかなり上げて盛土をされるみたいです。先ほど顛末書にあった下り口、上り口をつぶして南側に進入路を変更されるというそうです。給排水に関しては、給水はなし、雨水、排水は自然浸透、また造成中に被害防除がありましたら、責任をもって対応されるそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。5条申請11件につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第22号農地法第5条の規定による許可申請11件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第22号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第23号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は25件です。

それでは事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 11ページをお願いいたします。

議第23号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年4月7日提出、玉名市農業委員会会

長、下川 安。

12ページの総括表、13ページから14ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、配分の賃貸借が21件、50,811m²と使用貸借権設定が2件、12,763m²、所有権移転2件の5,221m²、合計25件、68,795m²の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆から御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、高本委員。

○13番（高本昌揮君） 13番農業委員、高本です。

これですね、今後は中間管理機構に全部移行となっているんですけど、前は譲受人のほうとかが名前載っていたんですけど、全部中間管理機構になってくるんですか。これで名前が全然わからない耕作者が、それは何か変えられないんですか。

○参事（大原三和君） すみません、事務局、大原です。

次の議案の第24号が配分のみになっていますので、一応分けて説明するようにしていますので。今回第23号のほうが所有権移転の申請地の分になります。24号のほうで配分のみの設定でお願いします。

○13番（高本昌揮君） 2つを重ねるということ（「そうですね」と呼応する者あり）こっちが貸すほうとこっちが借りるほう、わかりました。ありがとうございます。

○議長（下川 安君） いいですか、（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんでしょうか。

（「ちょっと今の件で」と呼応する者あり）はい、どうぞ。

○19番（坂門聰一君） 言われた意味はちゃんとわかります。ただ集積と配分、どの案件がどの案件かというのは正直きちんと合わせてわからないというので、何か方法があればあります。もちろん一つ一つを見ればわかるんですが、何かよか方法があれば対応していただくとありがたいです。今後のことでの善処していただければありがたいです。

○参事（大原三和君） 事務局、大原ですけど、前に一括方式のときもですね、同じ議案内に集積と配分を載せていただけで特に関連づけをしていませんでした。今回は関連まではできませんので、地番確認でしていただく形になります。

また配分なんですかとも、配分のみの変更の場合もありますので、関連がない場合もあります。よろしいでしょうか。

○19番（坂門聰一君） いわゆる地番で全部調べてくれということ。

○参事（大原三和君） そうですね、・・・。

○議長（下川 安君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決でいいですか。

それでは、議第23号農用地利用集積等推進計画の意見決定25件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第23号については、原案どおり決定いたしました。

次に、議第24号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定についてを議題といたします。件数は20件です。

それでは事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 15ページをお願いいたします。

議第24号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

16ページから17ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回の配分は20件で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、この件につきまして皆さんから御意見、御質問等はありますでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第24号農用地利用集積等促進計画の意見決定20件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第24号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 続きまして、報告に移ります。報告第10号農地の賃貸借及び

使用貸借解約通知書について、報告第11号許可不要転用届についての16件を事務局より併せて報告をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 18ページをお願いいたします。

報告第10号、農地の貸貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和7年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、18ページから21ページまでの15件、合計52,259m²の解約通知を受理しております。

22ページをお願いいたします。

報告第11号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和7年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、計1,423m²のうち9.61m²の届出を受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議、それから報告が終わりました。これをもちまして令和7年第5回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時19分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年4月7日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農業委員 梅田 政次郎

農業委員 坂本 正敏